**建設省道政発第五九号**

**平成元年一〇月二三日**

**各地方建設局道路部長**

**沖縄総合事務局開発建設部長**

**道路関係四公団担当部長**

**地方道路公社理事長**

**各都道府県担当部長**

**各政令指定市担当局長あて**

**道路局路政課長通知**

鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて

「「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正について」(平成元年一〇月二三日付け建設省道政発第五八号道路局長通達)により、主として地下鉄の形態により鉄道事業を経営する者の保有する鉄道等(帝都高速度交通営団の保有するものを除く。)について、道路占用料の取扱いを定めたが、その運用として左記のとおり取り扱われたい。

記

1　占用料徴収の始期については、原則として、鉄道事業法第六一条第一項ただし書の規定に基づく建設大臣の許可に伴い、地方建設局長等が工事の順序方法等の承認を行った日とすること。

なお、占用料の賦課処分は、地方建設局長等が工事の順序方法等の承認を行う際、併せて総額、各年度額及び履行期限を占用者に通知して行うものとすること。

2　地方建設局長等が占用料の額を定める場合の具体的基準は、別紙のとおりとする。

なお、地方建設局長等が占用料の額を定めようとする場合にあっては、当分の間貴職から当職に事前に協議されたい。

別紙

1　第三セクターの地下鉄道事業者(主として地下鉄の形態により鉄道事業を経営する事業主体で、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人から出資を受け、主として公共的な目的をもって設立されたものをいう。以下同じ。)のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が五〇％未満のもの　政令で定める額の一七％の額

2　第三セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が五〇％以上のもの　政令で定める額の一三％の額

3　1又は2にかかわらず、第三セクターの地下鉄道事業者が第三種鉄道事業を経営する場合において、当該第三セクターの地下鉄道事業者の所有する鉄道線路について使用し又は譲渡を受けようとする者が、改正後の「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和四二年一一月一三日付建設省道政発第九〇号)記3(2)(ロ)、記3(2)(ハ)(b)(一)又は記3(2)(ハ)(c)(一)の適用を受ける者(以下「免除事業者」という。)であるとき、又は第三セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合　政令で定める額の一〇％の額

4　前記1〜3の占用料の額について、事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その七〇％相当額を限度としてさらに減額することができる。